

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び⑦に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年1月から15年3月までは34万円、同年4月は36万円、同年5月から16年6月までは34万円、申立期間⑦のうち、21年8月は41万円、22年9月は34万円、同年10月は30万円、同年11月及び同年12月は34万円、23年1月は32万円、同年2月は36万円、同年3月及び同年5月は38万円、同年6月は41万円、同年7月は34万円、同年8月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月8日は30万円、同年12月15日及び16年8月10日は34万円、同年12月15日は33万2,000円、17年8月10日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月2日から17年6月1日まで
② 平成15年8月8日
③ 平成15年12月15日
④ 平成16年8月10日
⑤ 平成16年12月15日
⑥ 平成17年8月10日
⑦ 平成21年4月1日から26年4月1日まで

申立期間①及び⑦について、私が所持しているA株式会社の給与支払

明細書に記載されている給与額と標準報酬月額が相違しているので訂正してほしい。

申立期間②から⑥までについて、A株式会社から賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び⑦の標準報酬月額並びに申立期間②から⑥までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用するという厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間①及び申立期間⑦のうち平成 21 年 4 月 1 日から 24 年 4 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額並びに申立期間②から⑥までの標準賞与額については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、申立期間⑦のうち同年 4 月 1 日から 26 年 4 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間①及び申立期間⑦のうち平成 21 年 4 月 1 日から 24 年 4 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額の相違並びに申立期間②から⑥までの期間に係る標準賞与額の記録が無いことについて申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに見合う標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び申立期間⑦のうち平成 21 年 4 月 1 日から 24 年 4 月 1 日までに係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書及び給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①のうち、平成 14 年 1 月から 15 年 3 月までは 34 万円、同年 4 月は 36 万円、同年 5 月から 16 年 6 月までは 34 万円、申立期

間⑦のうち、21年8月は41万円、22年9月は34万円、同年10月は30万円、同年11月及び同年12月は34万円、23年1月は32万円、同年2月は36万円、同年3月及び同年5月は38万円、同年6月は41万円、同年7月は34万円、同年8月は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社は、当該期間に係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対して誤って届け出たこと、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間②から⑥までに係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与支払明細書及びB株式会社から提出された賞与支給試算資料により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間②は30万円、申立期間③及び④は34万円、申立期間⑤は33万2,000円、申立期間⑥は35万円とすることが妥当である。

また、申立期間②から⑥までに係る賞与の支給日については、B株式会社の回答から、申立期間②は平成15年8月8日、申立期間③は同年12月15日、申立期間④は16年8月10日、申立期間⑤は同年12月15日、申立期間⑥は17年8月10日とすることが相当である。

なお、申立期間②から⑥までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社は、申立人の当該期間の賞与に係る届出を行っておらず、また、当該賞与に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成13年4月から同年12月まで、16年7月から17年4月まで、申立期間⑦のうち、21年5月から同年7月まで、同年9月から22年8月まで、23年4月、同年9月から24年3月までについては、申立人から提出された給与支払明細書により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又はそれよりも低い額となることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、A株式会社の申立期間当時の厚生年金保険料の控除方法が翌月控除であるところ、申立人は、平成17年6月度から21年4月度までの給与支払明細書を所持しておらず、申立期間①のうち17年5月に係る厚生年金保険料控除額及び申立期間⑦のうち21年4月に係る給与支給額がそれぞれ不明であるため、当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額を推認することができない。

このほか、申立期間①のうち平成 17 年 5 月及び申立期間⑦のうち 21 年 4 月について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち平成 17 年 5 月及び申立期間⑦のうち 21 年 4 月について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間⑦のうち平成 24 年 4 月 1 日から 26 年 4 月 1 日までの期間については、申立人から提出された給与支払明細書により、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額は、23 年 4 月から同年 6 月までは 36 万円、24 年 4 月から同年 6 月までは 28 万円並びに 25 年 4 月及び同年 6 月は 36 万円の標準報酬月額に相当する額が事業主より申立人へ支払われたことが確認でき、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

東北（福島）厚生年金 事案 3659

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成5年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月21日から同年10月1日まで

私は、平成5年9月21日にC株式会社からA株式会社に転籍したものの、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している源泉徴収票、株式会社Bの回答、同僚の証言及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A株式会社は、平成5年10月1日（現在は、平成5年9月21日に訂正）に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所となっていないが、同社の商業登記簿謄本により、同社は昭和60年3月30日に設立されていることが確認できることから、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成5年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

上記のとおり、A株式会社は申立期間において適用事業所の要件を満たしているながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3660

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を平成19年7月6日は18万円、20年7月4日は16万6,000円、同年12月5日は15万3,000円、21年7月15日は13万円、同年12月15日は7万6,000円、22年7月15日は5万4,000円、同年12月15日は5万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月6日
② 平成20年7月4日
③ 平成20年12月5日
④ 平成21年7月15日
⑤ 平成21年12月15日
⑥ 平成22年7月15日
⑦ 平成22年12月15日

私は、A株式会社から、申立期間①から⑦までに係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社から提出された貸金台帳及びB銀行から提出された申立人に係る取引明細表により、申立人は、当該期間において18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②から⑦までについて、A株式会社から提出された貸金台帳及びB銀行から提出された申立人に係る取引明細表により、申立人は、

当該期間においてA株式会社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②から⑦までにおける標準賞与額については、前述の貸金台帳により算出される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間②は16万6,000円、申立期間③は15万3,000円、申立期間④は13万円、申立期間⑤は7万6,000円、申立期間⑥は5万4,000円、申立期間⑦は5万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①から⑦までの厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しているが、オンライン記録によれば、申立人以外の被保険者についても当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の支払に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間①から⑦までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日は9万7,000円、16年7月20日は6万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年7月20日

私は、平成15年4月から16年9月までA株式会社（現在は、株式会社B）に勤務しており、申立期間①及び②に係る賞与の厚生年金保険料が控除されていたが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

申立期間①及び②の標準賞与額について、年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bから提出された申立期間に係る賞与資料により、申立人は、申立期間①及び②において、A株式会社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額について、前述の賞与資料において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は9万7,000円、申立期間②は6万7,000円とすることが妥当である。

また、申立期間①及び②に係る賞与の支給日については、株式会社Bが提出した賞与支払届及び同社の回答から、申立期間①は平成15年12月22日、申立期間②は16年7月20日とすることが相当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出したこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3664

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を平成20年7月4日は3万円、同年12月5日は9万6,000円、21年7月15日は8万2,000円、同年12月15日は5万6,000円、22年7月15日は4万4,000円、同年12月15日は4万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 4 日
② 平成 20 年 12 月 5 日
③ 平成 21 年 7 月 15 日
④ 平成 21 年 12 月 15 日
⑤ 平成 22 年 7 月 15 日
⑥ 平成 22 年 12 月 15 日

私は、A株式会社から、申立期間①から⑥までに係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑥までについて、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の

賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑥までにおける標準賞与額については、前述の賃金台帳により算出される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は3万円、申立期間②は9万6,000円、申立期間③は8万2,000円、申立期間④は5万6,000円、申立期間⑤は4万4,000円、申立期間⑥は4万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①から⑥までの厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しているが、オンライン記録によれば、申立人以外の被保険者についても当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の支払に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間①から⑥までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（神奈川）厚生年金 事案 3666（青森厚生年金事案 49 の再申立て）

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年10月7日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出をA県B部署（当時）に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は23年3月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月頃から23年3月頃まで

私は、申立期間にC株式会社（現在は、D株式会社）E営業所のF事業所に勤務し、G業務に従事していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

前回の申立てにおいて、年金記録の訂正は不要とされたが、今回、同時期に勤務していた同僚から年金記録が回復したとの情報を得たので、再調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和21年11月1日から23年3月31日までの期間に係る申立てについては、同僚等の証言から申立人が当該期間においてC株式会社に勤務していたことは推認することができるものの、i) 申立人に係る厚生年金保険の適用について事業主に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料及び証言を得ることができないこと、ii) 申立人が同社に勤務していたことを証言している同僚のうち二人は、申立人と同様に同社に勤務していたものの、同社に採用されてから厚生年金保険の加入までに半年から1年の未加入期間が発生していること、iii) 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等が見当

たらないことなどを理由として、既に年金記録確認H地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 20 年 9 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、同時期に勤務していた同僚から年金記録が回復したとの情報を得たので再調査してほしいと主張し、申立期間を昭和 21 年 10 月頃から 23 年 3 月頃までに変更して再度申立てを行っているところ、申立人が申立期間後に勤務した I 社 J 支店が保管する履歴原簿によると、申立人は、20 年 3 月に K 資格を取得し、C 株式会社に 21 年 10 月から 23 年 2 月まで勤務していた旨の記載が確認できる上、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人は自分とほぼ同じ頃に C 株式会社に入社し、正社員として勤務していたことは間違いない。」旨証言しており、これらを総合的に判断すると、申立人が同社に 21 年 10 月 7 日から 23 年 2 月末日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、上記同僚は、「自分も正社員であったが、特に資格を有していたわけではないのに厚生年金保険被保険者記録があるのだから、申立人が厚生年金保険に加入していないわけがない。」旨証言している上、申立人が同時期に入社し、同じ業務に従事していたとして名前を挙げた複数の同僚は、C 株式会社 E 営業所において申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

一方、C 株式会社 E 営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、J 県庁が昭和 21 年 * 月 * 日に火災で全焼したことが文献から確認できる上、社会保険事務所（当時）の元職員は、「先輩から、A 県庁が戦災や火災で焼失し、厚生年金保険被保険者台帳や健康保険厚生年金保険被保険者名簿が焼失したことから、事業所から資料を借り受けたりして復元したことを聞いた。」と証言している。

また、現存する C 株式会社 E 営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の被保険者記録は無く、i) 整理番号が記載されておらず、被保険者が資格取得日順に記載されていない箇所があること、ii) 正しい生年月日が記載されていない者が見受けられること、iii) 複数の名簿において同一の者の資格喪失日が異なることなどから、完全な復元はなし得なかったことがうかがえる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当ではないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 21 年 10 月 7 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を A 県に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 23 年 3 月 1 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和34年4月1日、資格喪失日に係る記録を38年3月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を34年4月から同年9月までは4,000円、同年10月から35年12月までは5,000円、36年1月から同年9月までは6,000円、同年10月から37年9月までは7,000円、同年10月から38年2月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月頃から38年3月頃まで

私は、申立期間において、A事業所に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に勤務していた複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において同事業所に正社員として勤務していたことが認められる。

また、申立人は、主にA事業所でC業務を行っていたとしているところ、複数の同僚は、申立期間において同事業所の女性従業員は、事務員の一人を除き、C業務を行っており、1日の勤務時間及び1か月の勤務日数も皆同じだったとしている上、同事業所の従業員は全員が正社員であり、厚生年金保険に加入していると思うとしている。

さらに、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、申立期間においてA事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

加えて、申立人及び複数の同僚の証言によると、申立期間におけるA事業所の従業員数は、10人から20人程度であったところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立期間における厚生年金保険被保険者数は13人から19人までの範囲で推移していることが確認できることから、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

また、申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者資格取得日については、昭和34年4月から同事業所に勤務していたとする同僚は、「申立人は、自分と同時期に入社した。」としており、被保険者原票によると、当該同僚の同事業所における被保険者資格取得日は同年4月1日となっていることから、同日とすることが妥当である。

さらに、申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日については、申立人は、夫の就職が決まった後の昭和38年3月頃、同事業所を辞めたとしているところ、同年3月末頃から同事業所に勤務していたとする者は、「申立人は、自分が勤務した頃には既にA事業所を辞めており、辞めてからそんなに月日は経っていなかったと思う。」としており、申立人は、少なくとも同年2月28日までは同事業所に勤務していたものと認められることから、同年3月1日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和34年4月1日から38年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人と同年齢であり、同僚の証言において申立人と業務内容が同じだったとする同僚の標準報酬月額から、昭和34年4月から同年9月までは4,000円、同年10月から35年12月までは5,000円、36年1月から同年9月までは6,000円、同年10月から37年9月までは7,000円、同年10月から38年2月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A事業所に係る被保険者名簿及び被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届（被保険者報酬月額算定基礎届を含む。）を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年4月か

ら 38 年 2 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の各申立期間における標準賞与額に係る記録については、申立期間①は 26 万円、申立期間②は 29 万円、申立期間③は 25 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 16 日
② 平成 18 年 7 月 14 日
③ 平成 18 年 12 月 15 日

私は、平成 14 年 4 月から 22 年 6 月まで A 株式会社に勤務したが、申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、金融機関から提出された申立人に係る預金元帳の賞与の記録及び A 株式会社の元取締役の証言により、申立人は同社から当該期間に係る賞与を支給されていたことが認められる。

また、同僚が所持する申立期間①、②及び③に係る賞与明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人から提出された平成 17 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、申立人のオンライン記録における同年 1 月から同年 12 月までの標準報酬月額及び同年 7 月の標準賞与額から算出した社会保険料の合計額を超えていることが認められる。

加えて、申立人から提出された平成 18 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、申立人のオンライン記録における同年 1 月から同年 12 月までの標準報酬月額から算出した社会保険料の合計額を超えていることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の預金元帳の入金額から推認した賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間①は 26 万円、申立期間②は 29 万円、申立期間③は 25 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについてはこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東北（宮城）国民年金 事案 1918

第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月から10年3月までの期間及び同年8月から11年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年5月から10年3月まで
② 平成10年8月から11年11月まで

私は、A県B市C区に居住していた期間のうち、申立期間①及び②の国民年金保険料を同区役所の窓口で納付していたはずなので、申立期間①及び②を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA県B市C区の平成9年度の国民年金被保険者収滞納一覧表（平成10年6月9日作成）において、申立期間①を含む同年度の全期間が国民年金保険料の未納期間とされている上、申立人が平成12年1月に同区から住所を異動したD県E郡F町（現在は、G市）の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間①及び②を含む平成9年度から11年度までは保険料の未納期間とされており、オンライン記録とも一致している。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したとする時期は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月より後であり、基礎年金番号による統一的な記録管理が行われていることから、記録漏れ等の誤りが生じる可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1919

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から51年2月まで

当時、学生であった私の国民年金について、父親がA市において加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずだが、申立期間の国民年金加入記録が無い。

兄と妹は学生であった20歳から国民年金保険料が納付されており、私の保険料も父親が納付していたはずなので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親は、国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無く、申立人の兄及び妹は、いずれも20歳到達日に国民年金被保険者資格を取得し、両親と同居していたとする期間については保険料の未納は無い。

しかしながら、申立期間当時、国民年金の加入手続を行った場合、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるものの、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録において、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できず、オンライン記録によると、申立人は、平成24年9月16日に初めて国民年金被保険者資格を取得しており、それ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間に係る申立人の国民年金の加入手続は行われていなかったものとみられ、申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付書は発行されず、申立人の父親は申立人の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人並びに申立人の兄及び妹の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父親は既に亡くなっており、申立期間当時の

状況を確認することができない。

このほか、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1920

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から53年3月まで

私がA県B市に両親と住んでいた頃、私の母親が、私が国民年金に加入することは強制となっている旨の説明を町内の世話役の人から受け、私が20歳となった昭和49年*月まで遡って国民年金に加入する手続きを行い、国民年金保険料を納付したが、申立期間の保険料が未納とされている。

母親が国民年金保険料をまとめて納付したはずなので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿において申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月日は確認できないものの、申立人の同記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日及び申立人と同記号番号が21番違いの申立人の母親（国民年金の任意加入被保険者）の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きが行われたのは昭和54年2月頃と考えられ、この時点において、申立期間のうち、49年6月から51年12月までの国民年金保険料については、時効により納付することができない。

また、前述の加入手続きが行われたと考えられる昭和54年2月頃は国民年金法附則第4条に基づく第3回特例納付の実施期間中であり、申立期間のうち、前述の時効により納付することができない期間の国民年金保険料については特例納付、52年1月から53年3月までの保険料については過年度納付が可能であったところ、申立人は、申立期間の保険料の納付は母親が行っていたため、納付金額、納付方法及び納付場所は不明としている上、申立人の母親は既に亡くなっていることから、保険料の納付状況を確認

認することができない。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月25日から27年4月1日まで

私は、高等学校卒業後の昭和26年3月25日に株式会社Aに正社員として入社したが、厚生年金保険被保険者資格取得日は27年4月1日となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された履歴書及び申立人が入社の際の経緯を詳細に記憶していることから、申立人は、昭和26年3月頃から株式会社Aに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、株式会社Aは、「関係書類を廃棄しており、申立人の勤務期間、勤務形態及び申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる資料は無い。また、申立期間当時の事業主は亡くなっており、当時の状況を確認できる者が在籍しておらず、何も分からない。」旨述べている。

また、申立期間に株式会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、所在が特定できた8人に照会したところ、回答があった6人のうち4人の同僚は、自身の入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日は一致していないとしていることから、申立期間当時、同社は、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる上、回答があった同僚からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について、具体的な証言を得ることができなかった。

さらに、株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和27年4月1日であるところ、

厚生年金保険被保険者台帳索引票、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録とも一致しており、記録の訂正等不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3661

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたが、国の記録では申立期間の厚生年金保険加入記録が無いので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な業務内容に関する記憶及び申立人から提出されたA株式会社に係る作業日報並びに複数の元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立期間当時に申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A株式会社は、昭和 38 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、39 年 3 月 1 日に再度、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人が同社に勤務していたとして名前を挙げた事業主及び複数の元同僚についても同社における申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、オンライン記録によれば、A株式会社は昭和 36 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所名をB株式会社から変更していることが確認できるところ、申立人及び複数の元同僚の証言から、同社の商業登記簿に記載されている取締役とA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている事業主は同一人であったことが推認できるが、B株式会社は既に解散している上、同社の代表取締役及び取締役二人は死亡しているか所在が確認できないことから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び保険料の控除について関連資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、A株式会社の商業登記簿によれば、同社は昭和49年10月1日に解散しており、代表取締役及び取締役9人のうち8人は、死亡しているか所在が確認できず、所在が確認できた取締役1人からは申立人の勤務実態、厚生年金保険への加入、給与からの保険料の控除等について具体的な証言を得られなかった。

加えて、A株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間前後に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、所在が確認できた元同僚6人に照会したところ、回答が得られた4人は、「申立人を知っている。」と回答しているものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできなかった。

なお、申立人は、「A株式会社には、C営業所及びD営業所があった。」と述べているところ、オンライン記録によると、株式会社AのD出張所の名称で厚生年金保険の適用事業所が確認できるが、同社D出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年4月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3662（東北（宮城）厚生年金事案 3517 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 14 日から同年 10 月 9 日まで

A株式会社において勤務した一部の期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことについて、年金記録確認B地方第三者委員会に対して申立てを行ったところ、記録の訂正は認められないとの通知を受けた。

今回は、A株式会社に勤務したとして申立てを行ったが、昭和 42 年 6 月 14 日に公共職業安定所から交付された失業保険被保険者証があることから、申立期間は、C株式会社（現在は、D株式会社）に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間のうち、昭和 42 年 5 月 31 日から同年 6 月 30 日までの期間について、i) A株式会社は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できること、ii) 複数の同僚は、同日以降、同社に勤務した者はいなかった旨述べていることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 26 年 9 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 42 年 6 月 14 日に公共職業安定所から交付された失業保険被保険者証があることから、同日からC株式会社に勤務し、厚生

年金保険に加入していたはずであるとし、申立期間及び申立てに係る事業所を変更し、再度申立てを行っている。

しかしながら、D株式会社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、申立人のC株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和42年10月9日となっており、オンライン記録と一致している上、雇用保険被保険者情報においても、申立人の同社に係る被保険者資格取得日は同年10月9日となっており、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

また、申立人は、失業保険被保険者証に昭和42年6月14日交付との記載があることから、同日からC株式会社で厚生年金保険に加入していたはずである旨述べているところ、同被保険者証は、同社の管轄であるE公共職業安定所からではなく、申立期間前に勤務したA株式会社の管轄であるF公共職業安定所から交付されていること、及び同被保険者証に再交付との記載があることから、記載されている交付日は、申立期間前に失業保険に加入した期間に係る被保険者証の再交付日であることがうかがえる。

さらに、C株式会社に係るオンライン記録により、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち所在が確認できた4人に照会を行ったところ、2人から回答があったが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について具体的な証言を得ることはできなかった。

加えて、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の被保険者資格取得日はオンライン記録と一致しており、同原票の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 9 月 1 日まで
② 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで
③ 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで
④ 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 7 月 1 日まで

A事業所に勤務している期間のうち、申立期間①から④までの標準報酬月額について、申立期間①及び②は 19 万円、申立期間③及び④は 20 万円となっているが、各申立期間の標準報酬月額の算定の基礎となる平成 16 年から 19 年までの各年の 4 月から 6 月までに同事業所から支給されていた給料から判断すると、申立期間①、②及び④は 26 万円、申立期間③は 28 万円となると思われるので、各申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、申立人から提出された給与支給明細書及びA事業所から提出された人事台帳により確認できる当該期間に係る給与支給額は、オンライン記録における標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

しかしながら、上記給与支給明細書及び人事台帳により確認できる申立期間①から④までに係る厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額と一致していることが確認できる。

また、A事業所は、申立人の申立期間①から④までに係る標準報酬月額について、当該期間の標準報酬月額の算定の基礎となる健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届は、平成 16 年及び 17 年は 19 万円、18

年及び19年は20万円として社会保険事務所（当時）に届け出たと述べており、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、A事業所が届け出た上記算定基礎届に基づき決定された標準報酬月額決定通知書によると、申立期間①から④までについて決定された標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間①から④までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から④までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3668

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として掛金をB団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 28 日から 53 年 10 月 22 日まで
私がC団体に臨時職員として勤務していた期間のA共済組合の組合員記録が無いので、調査の上、申立期間を同組合の組合員期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びに健康保険被保険者原票における被保険者資格の取得日及び喪失日から、申立人は、昭和 52 年 3 月 28 日から 53 年 10 月 21 日までC団体に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C団体は、D団体に事業を全部譲渡し、既に解散していることから、同団体E支部に対し、申立人のA共済組合の加入状況等について照会したところ、同団体E支部は、申立人に係る資料を保管していないため、同組合の届出、掛金控除等について全て不明であると回答している。

また、D団体E支部の社会保険事務担当者は、当時のC団体の社会保険事務担当者を確認したところ、その者は当時、臨時職員は健康保険には加入させていたが、A共済組合には加入させていなかったとしている旨回答している。

さらに、複数の同僚が申立期間当時のC団体において社会保険事務を担当していたとする者に照会したところ、その者は、「時期ははっきりしないが、短期で勤務する職員はA共済組合には加入させないので、自分で国民年金に加入するよう説明していた記憶がある。」旨回答している。

加えて、C団体に係る健康保険被保険者原票によると、申立人とほぼ同時期に 16 人が健康保険被保険者資格を取得していることが確認できると

ころ、オンライン記録によると、当該 16 人のうち 11 人は健康保険被保険者資格取得日と同日に A 共済組合員の資格を取得しているが、残る 5 人については、同組合員の記録は確認できず、当該 5 人のうち所在が確認できた 3 人に自身の雇用形態等について照会したところ、全員が自身の雇用形態について臨時職員であったと回答しており、うち 1 人は、「臨時職員として勤務していた自分が A 共済組合に加入していないことから、同じ臨時職員だった申立人も同組合には加入していないと思う。」旨回答している。

また、A 共済組合に対し、申立人の組合員記録の有無について照会したところ、同組合は、申立人に係る組合員資格（新規）取得届、組合員資格喪失届等の資料は無く、申立人の加入履歴は確認できないと回答している。

このほか、申立人が申立期間における A 共済組合掛金を B 団体により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が A 共済組合員として申立期間に係る掛金を B 団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（山形）厚生年金 事案 3669

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月

株式会社A（現在は、B株式会社）に在籍していた平成 18 年 4 月に賞与の支給を受けた。

支給額は 20 万円ぐらいであり、業績向上のための賞与だったと思われる。

厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からないが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社では、「申立人は、申立期間に株式会社AのC支店において雇用されていたが、同社の賞与支給時期は給与支給規定により7月及び12月の年2回と定められており、4月の賞与支給は無かったので、申立人の申立期間に係る賞与は支給していない。したがって、賞与からの厚生年金保険料の控除もしていない。」旨回答している。

また、申立人は、株式会社Aに勤務していた期間の給与振込口座について、D銀行E支店の口座のみであり、他の金融機関に給与振込先を移したことは無い旨述べているところ、同行E支店は、申立人の申立期間に係る給与の振込みは確認できるものの、賞与の振込みは確認できない旨回答している。

さらに、F健康保険組合の関係事項証明書によれば、申立人の同組合における被保険者記録はオンライン記録と一致しており、申立期間に係る賞与の記録は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間当時の勤務先として株式会社AのC支店又は同社G支店であったと記憶しており、それぞれの支店の同僚及び同社入

社当時に申立人が勤務していた同社H支店の支店長であった者の合計4人の名前を挙げているが、オンライン記録によれば、当該4人の厚生年金保険被保険者記録において、いずれも申立期間の賞与の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 12 日から 55 年 3 月 28 日まで

私は、申立期間において、大学の夜間学部に在籍しながら株式会社Aの社員としてB株式会社の事業所に勤務したが、国の記録では、この期間の標準報酬月額は10万4,000円から12万6,000円までの範囲となっている。

生活費と学費は自分で工面していたので、この金額の給料では生活できなかった。基本給は10万円から15万円ぐらいであったが、残業代等を加えると20万円から25万円ぐらいの給料であったと思うので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において20万円から25万円ぐらいの給料の支給があったと主張しているが、当該期間に係る給料支払明細書等は所持していない上、株式会社Aは、申立期間当時の関係資料は無く、申立人に係る給料支払額及び厚生年金保険料の控除額については不明としていることから、申立人の給料支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、株式会社Aは、当時の関係資料は無いとしながらも、「固定的賃金を標準報酬月額とし、当該標準報酬月額に基づいて保険料を控除した。申立人はアルバイト同様の勤務であり、大学を卒業して入社した社員の入社時の固定的賃金が11万円ぐらいだったので、申立人の入社時の固定的賃金がそれよりも多かったとは考えられない。」旨回答しているところ、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載のある被保険者10人の中で、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取

得し、かつ同年齢の同僚で、事業主が大学を卒業して入社した正社員であったとする者の資格取得時の標準報酬月額は、11万8,000円であることが確認できる。

さらに、前記同僚は、申立期間当時の給料支払明細書を所持しており、当該明細書によれば、資格取得時における基本給等の固定的賃金の合計額は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額に見合う額であり、また、当該同僚から提出のあった全ての給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

加えて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な処理は認められない上、当該標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。